

## お金の支出と税金の関係

今回の確定申告でご訪問時のお話の中で、お金の支出と税金の関係について、一部誤解されている方も見受けられましたので、今一度おさらいの意味で以下に考え方をまとめてみました。

### 1. 税率と経費の関係

- 法人の税率は、最高で約46%（留保金課税除き、地方税の割増税率考慮）、最低で約31%です。個人事業者の税率は、所得税と住民税さらに事業税を加えると最高で55%（実際にはそれぞれ所得から控除される金額が異なる）、最低では20%となります。
- もし、税率50%の人が経費を使えば、その半分の税金が軽減されることとなります。例えば、100万円の経費では50万円の納付税金が少なくなり、結果的に経費の半分は国などが補助してくれたようなものと考えられます。しかし、税率20%の方が同様に100万円の経費を使ったとすると、20万円の税金が軽減されますが、「国の補助金」は税率50%の人と比べると、半分以下となります。保険料の損金（必要経費）算入も考え方は同じです。
- しかし、経費は売上に貢献するものでなければ、支出したお金と税金の軽減分の差額分がムダになり、結果的に税金を払った方がましということになりかねませんので、念の為に。
- 個人で医療費控除を考える際、例えば、自費で歯の矯正治療費が100万円かかったとしても、高額所得者であれば、医療費控除で50万円の税金が返ってくることになり、自費であっても保険（税金の節税）が使えたのと同じ効果があります。

### 2. 相続税とお金の支出の関係

- 相続税がかかる人は、最高税率50%、最低税率10%です。もし、最高税率の方が生前海外旅行に1000万円使ったとします。1000万円お金が出て行きますが、相続税が半分の500万円軽減されますので、差引すれば結果500万円で旅行に行けたことになり、半分国が助成してくれたこととなります。
- 一方、1000万円で絵画を買ったとします。これは、単にお金が絵画に形を変えただけであり、その絵画は相続時には立派な相続財産として、その時の時価で課税されることとなります。
- 1000万円で生前にお墓を買った場合はどうでしょうか。お墓や仏壇は、相続税法上は非課税財産となっていますので、お墓の1000万円には相続税が課税されません。最高税率50%の人であれば、500万円分相続税の納付税金が少なくなりますので、結果的に1000万円のお墓を500万円で手にしたことになります。

### 3. 相続税と借入金の関係

「相続税対策として借入金を増やす」というのはある意味間違いではありませんが、借入金単独で増加することは通常あり得ません。当然それに見合う財産が何かあるはずで、単に借入して預金にしておくだけでは、（+）預金の金額（-）借入金の金額で差引0となり、金利分が出て行くだけです。対策として正しくは、借入をして相続税評価が低くなるもの（実質的な価値は変わらない）を購入するということになります。但し、返済が生じることになるので、後の収支も考えなければなりませんので、念の為に。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

